

1. 事業の必要性・概要

動物愛護管理法及びペットフード安全法に基づき、動物の愛護と適正な飼養に関する総合的な普及啓発及び動物愛護行政の各種課題や飼養動物及び動物取扱業の実態等を把握するための調査・検討等を行うものである。

特に、平成24年の通常国会で成立を目指す動物愛護管理法の改正に伴う省令告示の改正や動物愛護管理基本方針の見直し、各種基準やガイドラインの改訂、作成を行う必要があるため、必要な調査、検討を行う。また、改正法の趣旨に沿った動物愛護管理行政を推進し、広く国民への理解、普及に取り組んでいく。さらに、東日本大震災における各自治体や関係団体による被災ペットの取り組みに関する記録をとりまとめるとともに、今後の災害に備えた被災ペット対応マニュアルの作成を行う。

2. 事業計画（業務内容）

- (1) 総合的な普及啓発事業（S52年度～）
- (2) 各種基準、ガイドライン等作成等（H23年度～H26年度）
- (3) 省令告示改正の検討（H24年度～H25年度）
- (4) 改正法の普及啓発（H24年度～H26年度）
- (5) 被災ペット対策の記録・対応マニュアル作成・普及（H24年度～H25年度）

3. 施策の効果

・策定後5年を目途とした動物愛護管理基本方針の見直し及び改正法に基づく省令・告示改正にかかる必要な調査、検討を行うことで、改正法とあわせた効果的な施策の展開に寄与する。

・東日本大震災における被災ペット対応の記録集の作成、対応マニュアルの作成と普及により、同様の大規模災害に備え、自治体等によるペットの同行避難の方法、ペットと同居可能な避難所・仮設住宅の設置等について、効果的な対策の検討、実施に役立つ。



動物愛護管理推進費 121(128)百万円

背景

目的:飼養動物の愛護・管理

動物愛護管理法

- 飼い主の責務の遵守
- 動物取扱業者の規制、指導
- 周辺生活環境の保全
- 危険な動物の飼養規制
- 犬及び猫の引取り
- 動物愛護管理基本指針に基づく施策の推進 等

都道府県等の自治事務
環境省は基準等の策定、普及啓発、都道府県等の支援

ペットフード安全法

- 犬及び猫の健康の保護
- ペットフードの製造、輸入、販売の規制
- 基準・規格の設定
- 立入検査等によるモニタリング

農林水産省との共管
国の事務

法の見直し
24年通常国会
提出(予定)

東日本
大震災への
対応



事業計画

動物愛護管理法に基づく施策の推進



調査連絡事務費 8,277(3,578)千円
(関係省庁、関係自治体等の担当者会議、犬猫等の譲渡支援広域データベース運用等)

動物適正飼養推進・基盤強化事業 58,315(55,514)千円
(ポスター・パンフレット・ガイドライン作成やシンポジウム開催等の総合的な普及啓発、動物愛護センサス及び基本指針フォローアップの実施、基本指針の見直しにかかる検討、改正動物愛護管理法に基づく省令・告示改正にかかる検討、改正法の普及啓発、被災ペット
対策の記録・対応マニュアルの作成と普及)

動物収容・譲渡対策施設整備費補助 50,000(50,000)千円
(政令市・中核市が収容した犬猫の譲渡を進めるため、政令市・中核市の動物収容施設の新築・改築・改修等の支援)

ペットフード安全法の円滑な施行



飼養動物の安全・健康保持推進事業 4,324(19,096)千円
(安全性の課題等の情報収集・調査、中央連絡会議の開催、立入検査の実施)